

ヴァルハラ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社リハ・イノベーションが開設するヴァルハラ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者及び障害者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヴァルハラ訪問看護ステーション
 - ② 所在地 札幌市西区西野3条10丁目9-23
- 2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ① 名称 ヴァルハラ訪問看護ステーション白石サテライト
 - ② 所在地 札幌市白石区北郷1条13丁目3-1 ノースライン113 102号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	1名	5名	2名	—	常勤兼務3名はサテライトと兼務
	准看護師	—	1名	—	—	常勤兼務1名はサテライトと兼務
リハビリ 職員	理学療法士	12名	3名	—	4名	他事業所と兼務
	作業療法士	1名	1名	—	3名	他事業所と兼務
	言語聴覚士	3名	—	—	—	
事務職員		1名	—	—	—	

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～日曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 2km以上 10km未満 200 円
- ② 実施地域を超えた地点から、片道 10km以上 20km未満 300 円
- ③ 実施地域を越えた地点から、片道 20km以上 400 円

3 死後の処置料は、15,000 円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 ステーションは、重要事項説明書及びキャンセルポリシーに従った方法によるキャンセルがなされなかった場合には、定められたキャンセル料を請求することができる。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、札幌市、石狩市樽川・花川・花畔・緑苑台、江別市文京町、大麻、野幌、小樽市(銭函)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第10条 ステーションは利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関し利用者の要望、苦情などに対し、迅速に対応する。

2 ステーションは前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

(事故処理)

第11条 ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは前項の事故の状況及び事故に対してとった処置について記録し、該当利用者の契約終了の日から5年間保存する。

3 ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生及びその再発を予防するため、次の各号に挙げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の予防のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師などに周知の徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を実施するための担当者をおく。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれをし市町村へ通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第13条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由をきろくしなければならない。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症又は食中毒発生蔓延防止について)

第15条 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後6カ月以内

② 継続研修 年6回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リハ・イノベーションとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 ステーションは利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、該当利用者の契約終了の日から5年間保存しなくてはならない。

(理学療法士等が訪問看護を行う場合の留意事項)

第17条 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」という)が訪問看護の一環としてリハビリテーションを行う場合、次の事を必要とする。

① 訪問看護計画書を交付する際、理学療法士等による訪問看護は、看護職員の代わりにさせる訪問であることを説明することとする。

② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、理学療法士等が提供する内容についても一体的含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士等が連携して作成することとする。

③ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態に変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこととする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 1 月 1 日変更

平成 29 年 2 月 10 日変更

平成 29 年 11 月 10 日変更

平成 30 年 4 月 1 日変更

平成 30 年 7 月 1 日変更

平成 31 年 4 月 1 日変更

令和 4 年 1 月 24 日変更

令和 4 年 9 月 1 日変更

令和 5 年 4 月 1 日変更

令和 6 年 4 月 1 日変更

令和 6 年 7 月 1 日変更

令和 6 年 12 月 1 日変更